

令和 7 年 4 月 21 日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂 本 忠 進

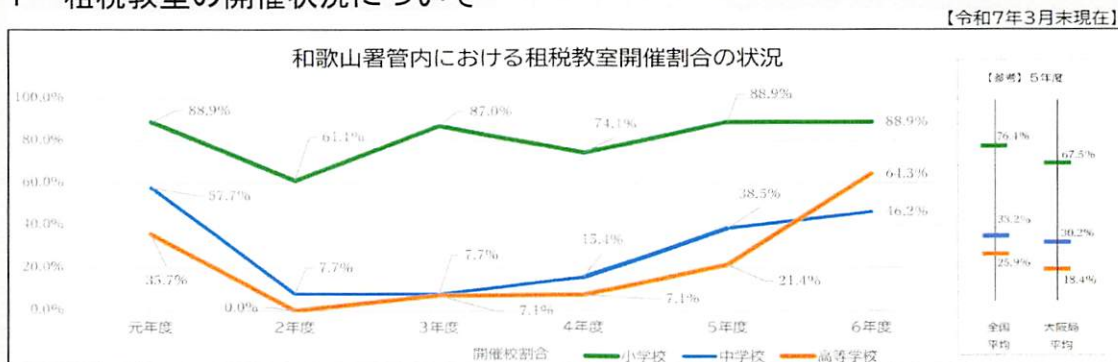
令和 7 年度第 1 回 支部懇談会(R7.4.17 開催)につきまして 下記のとおりご報告いたします。 よろしく願ひいたします。

令和 7 年 4 月 17 日

支 部 懇 談 会 資 料

【担当：総務課】

1 租税教室の開催状況について



○ 講師派遣の状況等（令和6年度）

講師担当	区分	学校数	小学校	中学校	高等学校
税理士		23	21	1	1
コマ数		54	47	6	1
和歌山署全体		69	48	12	9
コマ数		144	105	23	16

○ 税理士講師派遣割合（令和6年度）

	計	小学校	中学校	高等学校
和歌山署	37.5%	44.8%	26.1%	6.3%
局平均（令5）	36.1%			

1 租税教室の開催状況について

皆様方には、従前より租税教育の充実について、深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

こちらの表は、コロナ禍前の令和元年度から令和6年度までの租税教室開催状況の推移をまとめたものになります。上段グラフのとおり、令和6年度は、多くの税理士の方に講師として参加いただいたこともあり前年度と比べ開催校割合を増やすことができました。

これも、租税教育の重要性について皆様方から賛同いただき、ご支援をいただいた結果であり、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

特に、高等学校での租税教室は、講師として新規に税理士の方に行っていたなど、ご協力いただいたことで、開催校割合を増やすことができたと考えております。

社会へ出れば即座に税に関わる層といえる高校生に対しては、高い税の知識をお持ちの税理士の皆様方による租税教室が税知識の普及につながると考えております。

このため、令和7年度におきましては、税理士の皆様方に中学校・高等学校を中心として租税教室の講師をお願いさせていただきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

【担当：総務課】

2 租税教室講師養成研修について

- ・ 日時：令和7年4月21日（月）13：30～15：00
- ・ 場所：和歌山税務署2階会議室

3 税理士業務の概況書の提出について

提出期限：令和7年4月30日（水）

《別添1「「税理士業務の概況書」提出のお願い」参照》

4 税務職員募集について

- ・ 申込受付期間：令和7年6月13日（金）～6月25日（水）
- ・ 第一次試験日：令和7年9月7日（日）

5 業務センターへの郵送等に関するお願いについて

書面により申告書等を提出する場合は、業務センターへ郵送

《別添2「業務センターへの郵送等に関するお願いについて」参照》

2 租税教室講師養成研修について

租税教室の講師を担当していただく方に対しまして、令和7年度におきましても、4月21日（月）に租税教室講師養成研修を開催する予定としております。つきましては、当日参加も可能でございますので、特に講師が未経験の方は、是非ともご参加いただきますようお願いいたします。

3 税理士業務の概況書の提出について

税理士業務の適正な運営を確保するため、毎年1回「税理士業務の概況書」を3月末に郵便で発送させていただいております。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和7年4月30日（水）までにご提出をお願いします。

なお、提出方法については、別添資料P1にもあるように、是非、e-Tax（イメージデータ（PDF形式）に変換）による提出をお願いします。

4 税務職員募集について

令和7年6月13日から令和7年度の税務職員の募集が開始されます。

受験資格は、高校卒業程度となっておりますが、合格された方には税務大学校で1年間、「日本の未来を支える税のスペシャリスト」を目指して勉強していただくことになります。

税理士の皆様方のご家族や知人の方々等、多くの方に受験していただければと考えておりますので、皆様方からもお声掛けしていただき勧めていただきますようお願いいたします。

5 業務センターへの郵送等に関するお願いについて

申告書等を提出する際は、e-Taxにより送信していただきたいところですが、書面により提出する場合は、業務センターへ郵送していただきますようお願いします。

なお、令和7年7月10日以降、業務センター北分室は、淀川区にあります業務センターに統合されます。

このため、北分室のセンター対象署である浪速署、東成署、北署の申告書等は、別添P6のとおり、郵送先が変更となるためご注意ください。

また、業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

【担当：管理運営部門】

1 振替納税期日の周知について

(1) 口座振替日

イ 申告所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和7年4月23日(水)

ロ 消費税及び地方消費税・・・・・・・・・・ 令和7年4月30日(水)

(2) 申告所得税の延納届出者（納期限及び口座振替日）・ 令和7年6月2日(月)

2 キャッシュレス納付の利用について

《別添 3 「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください」参照》

3 PDFファイルによる電子納税証明書の取得について

《別添 4 「納税証明書スマホ請求マニュアル」参照》

1 振替納税日の周知について

顧問先の皆様に対して、キャッシュレス納付の利用促進、とりわけ確定申告期におきましては振替納税利用についてのご指導をいただきありがとうございました。

改めて、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、その口座振替の振替日についてですが、申告所得税及び復興特別所得税が令和7年4月23日(水)、消費税及び地方消費税が令和7年4月30日(水)となっております。間もなく期限が参りますので、振替納税を利用している関与先に対して、口座振替期日を伝えていただくとともに、期日の前日までに預金へ納税資金を準備するようご指導のほど、よろしくお願いいたします。

なお、申告所得税の延納をされている納税者の方について、延納分の納付期限は、令和7年6月2日(月)になります(振替日も同じ)。

2 キャッシュレス納付の利用について

これまでも、お願いしてきましたように、我々税務署は「全ての税務手続きが税務署に行かずに実現できる社会」に向け、キャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

キャッシュレス納付の手段につきまして別添資料P12のリーフレットにその税目や手法をまとめた資料をご用意いたしましたので、関与先に対するキャッシュレス納付の説明に活用いただきますようお願いいたします。

3 PDFファイルによる電子納税証明書の取得について

こちら、いつもお願いしておりますが、関与先から納税証明書を取得したい旨の相談があった場合には、90日間何回も印刷可能で、手数料も安いなど利便性の高いPDFファイルによる電子納税証明書の取得を勧めていただきますようお願いいたします。

現在、和歌山署では、納税証明書の電子申請の割合は平均で約40%程度とま

で伸びてきております。しかしながら申請だけでは税務署に証明書を取りに来ていただく必要があります。更に利便性を高めるために別添資料P13で、スマホとマイナンバーカードを使って電子納税証明書を取得する方法を掲載しております。関与先から相談を受けられた際には、是非こちらの資料をお使いいただき、電子納税証明書の取得を勧めていただきますようよろしくお願いいたします。

【担当：個人課税部門】

- 1 令和6年分確定申告の状況について
 - (1) 確定申告期全体の提出状況等
 - (2) 協議派遣事業の状況
- 2 記帳指導等について
令和7年度の開催予定
- 3 所得税・消費税の税務調査について

○ 確定申告のお礼

令和6年分の所得税及び復興所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告を無事に終えることができました。

これも一重に税理士会会員の皆様方からの多大なるご支援を賜ったことが非常に大きかったと考えております。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、本年は、収受日付印の押なつ見直しへの対応のほか、インボイス制度導入を契機に消費税の確定申告を行う必要がある事業者への対応や定額減税の実施に伴う対応など、あらゆる面でご支援いただきました。重ねて御礼申し上げます。

では、個人課税部門から3点ご説明させていただきます。

1 令和6年分確定申告の状況について

(1) 確定申告期全体の提出状況等

速報値ではございますが、確定申告全体の申告件数(期限内)についてご説明します。

申告所得税の申告件数は、約60,000件、そのうちe-Taxの利用割合は約80%、内訳として、来署スマホの申告件数が約5,900件、自宅スマホの申告件数が約10,000件、先生方のe-Tax利用件数は、約28,000件となっております、前年の約105%と5ポイントの伸びを示しております。ご協力ありがとうございました。

消費税では、提出件数は約6,600件、その内e-Tax利用割合は約85%で、申告所得税と同程度の伸び率となっております。

ちなみに税務署の申告会場の来署者数でございますが、確定申告期間中の来署者数は、約9,600人と昨年と同程度となっており、大幅な来署者数の減少には至っていないという状況でございます。

税務署では、引き続きe-Tax利用の普及と来場者削減に取り組んでまいりますので、今後ともデジタル化の進展に向けて、ご理解・ご協力方よろしくお願い申し上げます。

(2) 協議派遣事業の状況

続きまして、先生方に従事頂きました協議派遣による申告相談の状況についてご説明いたします。

納税協会、商工会議所、JAの3つの申告相談会場で、延べ日数27日間で105人

日従事いただいております。申告件数は、所得税545件、消費税75件の申告書を作成いただきました。ありがとうございます。

本年は特に、決算書の入力や添付書類の業務センターへの直送など、大変お手数がかかることをお願いいたしましたが、これについても多大なるご協力をいただき、大変感謝しております。ありがとうございました。

2 記帳指導等について

令和7年度においても、国税局の方針に基づき記帳指導や記帳説明会を実施する予定（詳細は未定）です。

例年、皆様から税務支援をいただいているところ、本年度においても、実施に当たって事前に協議させていただく予定ですので、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いします。

3 所得税・消費税の税務調査について

最後に、確定申告期間が終了し、今後は税務調査に移行して参ります。

これから事前通知等、ご連絡させていただく機会が増えると思いますが、日程調整等、円滑な調査にご協力をお願いいたします。

【担当：資産課税部門】

○ 相続税e-Taxの普及・定着に向けた取組について

- ・ 貴会の協力の結果、支部の利用割合は令和6年度目標値を達成（令和7年2月末速報値）
- ・ 令和7年4月の法令改正（イメージデータ作成時の色調要件の緩和）を踏まえ、一層利用拡大に取組

○ 相続税e-Taxの普及・定着に向けた取組について

相続税e-Taxにつきまして、ご協力いただきありがとうございます。

おかげさまで、2月末時点の速報値ですが、支部所属の先生方の利用割合は53.1%と令和6年度の目標値の48%を上回ることができました。

これは、近畿税理士会の皆さまが、支部懇談会の場における税務署のお願い事項を確実に周知広報していただいたことや、支部所属の先生方同士で利用方法を教え合っていたことなどにより、数値を後押しした結果であると理解しております。

また、相続税の関与実績が多い先生方などに対して、私から個別に利用勧奨のためにお伺いした後も、「添付書類の圧縮についてどうしたら良いか」といったご質問や、「使用しているベンダソフトが過年分にも対応した」などの情報提供を頻繁にいただいております。

これはひとえに、先生方の相続税e-Taxに対する意識の高さの表れだと思っており、本当にありがたいことと感じています。

2ポツ目ですが、この4月から、添付書類をイメージデータ化する際の色調要件が緩和され、フルカラーからグレースケールでも可能ということに変更されました。

これにより、相続税は特に添付書類の容量が大きく、分割加工する手間が減りますので、一層利用しやすくなるのではないかと思います。

なお、この変更は相続税に限らず、全ての税目に共通しますが、法人税については、イメージデータ化によらず、ALL e-Taxの取組を引き続きお願いしたいということで、資産税からご紹介させていただいておりますのでご承知願います。

今後も引き続き、未利用の先生方には訪問や電話でご案内をさせていただこうと思っておりますので、既にご利用いただいている先生からも“草の根”的な利用勧奨のご協力をお願いします。

【担当：法人課税部門】

- 1 ALL e-Taxの利用拡大に向けた取組について
- 2 インボイス制度特設サイトの改訂について
(別添5 国税庁ホームページ 「インボイス制度特設サイト」参照)
- 3 「令和7年4月 源泉所得税の改正のあらまし」について
e-Taxの利用者識別番号を取得済みで、かつ、継続納付の方
→ 4月28日(月)にe-Taxメッセージボックスにお知らせを格納予定
- 4 令和7年税制法案改正における源泉所得税に係る主な改正点について
 - (1) 基礎控除
所得に応じて最高95万円の控除が可能
 - (2) 給与所得控除
給与収入が190万円までは55万円から65万円に増額
 - (3) 特定親族特別控除
子の給与収入が150万円以下の場合、満額を控除可能

平素から法人課税に関する事務に深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

法人課税部門から、4点ご説明させていただきます。

1 ALL e-Taxの利用拡大に向けた取組について

まず、1つ目は「ALL e-Taxの利用拡大に向けた取組」でございます。

和歌山署としましては、秋から年明けにかけて、個別の利用勧奨を実施させていただいたところです。

お忙しい中、ご対応いただきました先生方に御礼申し上げます。

引き続き、ALL e-Taxでの申告にご助力いただきますよう、お願いいたします。

2 インボイス制度特設サイトの改訂について

2つ目は国税庁HPに掲載されている「インボイス制度特設サイト」の改訂です。

この3月31日から、別添資料P14のとおり国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト内にある「インボイス制度等に関する相談会」のページが改訂され、現在は別添資料P15のとおり「インボイス制度に関するオンライン説明会」と称しまして、You tube動画で視聴できる形になっています。

動画につきましては「導入編」「基礎編」「応用編」の3編に分かれており、目的に合わせて視聴できますので、関与先の納税者に紹介いただくなど、是非ご活用ください。

続きまして、源泉所得税の関係で2点説明させていただきます。

3 「令和7年4月 源泉所得税の改正のあらまし」について

「令和7年4月源泉所得税の改正のあらまし」について説明致します。

e-Taxの利用者識別番号を取得しており、かつ、継続納付の方については、令和7年4月28日（月）に「源泉所得税関係の税制改正についてのお知らせ」がe-Taxのメッセージボックスに格納されますのでご参照ください。

（追記）e-Taxの利用者識別番号を取得されている納税者には、「源泉所得税関係の税制改正についてのお知らせ」の紙での配布はありません。

4 令和7年税制法案改正における源泉所得税に係る主な改正点について

次に、令和7年税制法案改正における源泉所得税に係る主な改正点はスライドに表示しているとおりです。

①の基礎控除ですが、所得に応じて最高95万円の控除が可能となりました。これまでは48万円でした。

現状、法案が可決されたばかりですので、口頭で簡単に説明致します。

具体的には給与収入が200万円（所得金額132万円）以下なら最高95万円の基礎控除が可能となっております。そこからは所得金額が増額するに従って基礎控除は減額となり、最後給与収入が2,695万円以下（所得金額2,500万円）なら16万円の基礎控除が可能であり、それを上回ると基礎控除は0円となります。

続きまして給与所得控除です。給与収入が190万円までは55万円の給与所得控除が65万円に増額となりました。

給与収入190万円以上は従来通りの控除です。

最後に特定親族特別控除です。これまで、子の給与収入が103万円を超えると、親は特定扶養親族の扶養控除が受かれませんでした。記載のとおり、子の給与収入が150万円以下なら親は満額63万円の控除を受けられます。

また、子の給与収入が150万円を超えても配偶者特別控除と同様に段階的に控除額が減っていく制度が導入されました。

令和 7 年 4 月 17 日

懇 談 会 資 料
【 別 添 】

税 理 士 監 理 官

各 税理士及び通知弁護士 殿

各 税理士法人及び通知弁護士法人 御中

「税理士業務の概況書」提出のお願い

税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、大阪国税局各税務署では、税理士業務の適正な運営を確保するため、管内に事務所を有し税理士業務を行う方の登録内容の確認並びに使用人の人員等及び関与先件数につきまして把握することとしており、毎年1回「税理士業務の概況書」の提出をお願いしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、同封の「税理士業務の概況書」に所要事項を御記入の上、令和7年4月30日(水)までに同封の返信用封筒にて、事務所所在地を管轄する税務署総務課へ提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、税理士業務の概況書の様式については、大阪国税局ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

【様式掲載場所（大阪国税局ホームページ）】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/zeirishi/index.htm>

また、作成いただいた税理士業務の概況書につきましては、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Taxソフトに組み込むことで、e-Taxで事務所所在地を管轄する税務署へ提出いただくことが可能となっておりますので、併せて御連絡させていただきます。

おって、イメージデータで送信する場合の手の名称は、「税理士業務の概況書」ではなく、「使用人及び関与先の概況」となりますので、御注意ください。

【イメージデータで送信可能な手のについて（e-Taxホームページ）】

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

連絡先	担当：総務課 税理士事務担当者	電話番号：送付封筒表面に記載
-----	-----------------	----------------

この文書による依頼は、財務省設置法第19条の規定に基づき実施しております。

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和７年３月現在、令和７年７月10日以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和７年３月現在	令和７年７月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、岩見沢、滝川、余市、浦河	札幌中、 札幌西 、小樽、岩見沢 苫小牧 、滝川、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター函館分室
		旭川中、旭川東、網走、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、旭川東、 北見 、網走、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、富良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室
		釧路、帯広、根室、十勝池田	釧路、帯広、根室、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室
仙台国税局	宮城県	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐沼	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐沼	仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
	岩手県	盛岡、久慈、二戸	盛岡、 宮古 、 水沢 、 花巻 、久慈 釜石 、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	令和７年７月10日以降、設置場所が移転となります。 郵送先住所等の詳細については、令和７年７月１日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒020-8504 盛岡市本町通３丁目８番37号 仙台国税局業務センター盛岡分室
	青森県	—	青森 、 弘前 、 黒石		
	秋田県	—	秋田南 、 秋田北 、 大曲		
	山形県	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山	仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町１番23号 仙台国税局業務センター山形分室
	福島県	福島、郡山、二本松	福島、郡山、二本松	仙台国税局業務センター 福島分室	〒960-8509 福島市森合町16番6号 仙台国税局業務センター福島分室
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮、 春日部 、 上尾	関東信越国税局業務センター	〒330-9587 関東信越国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	茨城県	—	水戸 、 日立 、 土浦 、 太田	関東信越国税局業務センター つくば分室	令和７年７月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和７年７月１日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	栃木県	足利、栃木、佐野、鹿沼	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	群馬県	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	新潟県	新潟、新潟、巻、新発田 十日町、村上、佐渡	新潟、新潟、巻、新発田 十日町、村上、佐渡	関東信越国税局業務センター 新潟分室	〒951-8625 関東信越国税局業務センター新潟分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）

注 **下線太字**は、令和７年７月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
関東信越国税局	長野県	—	長野、上田、信濃中野、佐久	関東信越国税局業務センター 佐久分室	令和7年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、 江戸川北、江戸川南	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端 1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		麹町、神田、日本橋、京橋、四谷、新宿 大森、雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、 麻布、 四谷、新宿、大森、雪谷、蒲田、中野 杉並、荻窪、 王子、板橋、練馬東、練馬西	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町 1丁目3番3号 大手町合同庁舎 3号館 東京国税局業務センター大手町分室
		芝	—	東京国税局業務センター 芝分室	令和7年7月10日、東京国税局業務センター大手町分室に統合しますの で、同日以降の郵送先は、東京国税局業務センター大手町分室となります。 〒108-8412 港区芝 5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町 1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
		足立、西新井、葛飾	荒川 、足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石 8丁目31番6号 東京国税局業務センター葛飾分室
		八王子、青梅、武蔵府中、日野	八王子、青梅、武蔵府中、 町田 、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町 4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸 2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、鵜沢	甲府、山梨、大月、鵜沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内 1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
	神奈川県	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、 戸塚	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木 3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
		川崎南、川崎北	川崎南、川崎北、 川崎西	東京国税局業務センター 川崎南分室	〒210-8606 川崎市川崎区榎町 3番18 東京国税局業務センター川崎南分室
		平塚、藤沢	平塚、 鎌倉 、藤沢、 小田原	東京国税局業務センター 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町 9番1号 東京国税局業務センター平塚分室
	千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、館山、木更津、茂原、東金	千葉東、千葉南、千葉西、 銚子 、市川 船橋、館山、木更津、 佐原 、茂原 成田 、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町 1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

注 **下線太字**は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
金沢国税局	石川県	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢国税局業務センター	〒920-8526 金沢国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	富山県	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波		（富山県内の対象署） 〒930-8606 金沢国税局業務センター富山事務室 ※ 1 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） ※ 2 郵送先等の詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。
	福井県	福井、大野	福井、大野	金沢国税局業務センター 福井分室	〒910-8529 金沢国税局業務センター福井分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	名古屋国税局業務センター	令和7年7月10日以降、名古屋国税局業務センター三の丸分室と統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒461-8623 名古屋市中区泉1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
	岐阜県	—	岐阜北、岐阜南、大垣		
		岐阜北、岐阜南、大垣	—	名古屋国税局業務センター 三の丸分室	令和7年7月10日以降、名古屋国税局業務センターと統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒460-8527 名古屋市中区三の丸3丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局業務センター三の丸分室
	愛知県	豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター 刈谷分室	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室
		熱田、中川	熱田、中川	名古屋国税局業務センター 熱田分室	〒456-8570 名古屋市熱田区花表町7番17号 名古屋国税局業務センター熱田分室
		尾張瀬戸	尾張瀬戸	名古屋国税局業務センター 多治見分室	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室
	岐阜県	高山、多治見、関、中津川	高山、多治見、関、中津川		

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
名古屋国税局	三重県	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	津、伊勢、松阪、 桑名 上野、 鈴鹿 、尾鷲	名古屋国税局業務センター 津分室	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室
	静岡県	清水、藤枝	清水、藤枝	名古屋国税局業務センター 清水分室	〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
		浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	名古屋国税局業務センター 浜松西分室	〒430-8584 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
		沼津、熱海、三島、下田	沼津、熱海、三島、 富士 、下田	名古屋国税局業務センター 沼津分室	〒410-8553 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎 名古屋国税局業務センター沼津分室
大阪国税局	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、浪速、西淀川、東成 東淀川、北、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	—	大阪国税局業務センター 北分室	令和7年7月10日、大阪国税局業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、大阪国税局業務センターとなります。 〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
		西、港、住吉、東住吉、西成 東、南	西、港、住吉、東住吉、西成 東、南	大阪国税局業務センター 大手前分室	〒540-8542 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室
		岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	※ 大阪国税局業務センター大手前分室では、エリア別に郵便番号を分けておりまして、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒540-8543 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室
	兵庫県	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		尼崎、洲本、芦屋、伊丹	尼崎、洲本、芦屋、伊丹	大阪国税局業務センター 阪神分室	〒661-8522 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
		相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原		〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山	※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりまして、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室

注 **下線太字**は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
大阪国税局	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野	奈良、葛城、桜井、吉野	大阪国税局業務センター 阪神分室 ※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅		〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
広島国税局	広島県	広島東、広島南、広島西、吉田	広島東、広島南、広島西、 <u>竹原西条</u> 、 <u>海田</u> 、吉田	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、笠岡	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、津山、玉野 高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、津山、玉野 高梁、新見、久世	広島国税局業務センター 岡山西分室	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室
	島根県	出雲、石見大田、大東	<u>浜田</u> 、出雲、 <u>益田</u> 、石見大田 大東、 <u>西郷</u>	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室
	山口県	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭	広島国税局業務センター 防府分室	〒747-8533 防府市寿町6番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室
高松国税局	徳島県	川島、脇町、池田	川島、脇町、池田	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	香川県	高松、坂出、長尾、土庄	高松、坂出、長尾、土庄		
	愛媛県	—	<u>今治</u> 、 <u>新居浜</u> 、 <u>伊予三島</u>		
		松山、伊予西条	松山、伊予西条	高松国税局業務センター 松山分室	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室
	高知県	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
福岡国税局	福岡県	博多、福岡、飯塚	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉、八幡	門司、小倉、八幡	福岡国税局業務センター 小倉分室	〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
		大牟田、直方、甘木 八女、大川、筑紫	<u>若松</u> 、大牟田、直方、 <u>田川</u> 、甘木 八女、大川、 <u>行橋</u> 、筑紫	福岡国税局業務センター 春日分室	〒816-8616 春日市春日公園6丁目1番地6 福岡国税局業務センター春日分室
	佐賀県	佐賀、唐津、鳥栖	佐賀、唐津、鳥栖、 <u>伊万里</u> 、 <u>武雄</u>		
	長崎県	—	<u>佐世保</u> 、 <u>平戸</u> 、 <u>壱岐</u> 、 <u>厳原</u>		
		長崎、島原、諫早、福江	長崎、島原、諫早、福江	福岡国税局業務センター 長崎分室	〒850-8617 長崎市松が枝町6番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	大分県	—	<u>大分</u> 、 <u>中津</u> 、 <u>日田</u> 、 <u>佐伯</u> 、 <u>宇佐</u>		
	宮崎県	—	<u>宮崎</u> 、 <u>延岡</u> 、 <u>日南</u> 、 <u>小林</u>		
	鹿児島県	鹿児島、鹿屋、大島、指宿 種子島、知覧、大隅	鹿児島、 <u>川内</u> 、鹿屋、大島、 <u>出水</u> 指宿、種子島、知覧、 <u>伊集院</u> 、 <u>加治木</u> 、大隅		〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年10月中旬以降		
沖縄国税事務所	沖縄県	那覇、北那覇	那覇、北那覇、名護、沖縄	沖縄国税事務所業務センター	令和7年10月中旬以降、沖縄国税事務所業務センター沖縄分室と統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年9月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
		名護、沖縄	—	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	令和7年10月中旬以降、沖縄国税事務所業務センターと統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年9月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

《センターの名称等》

センター名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・西淀川税務署 東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 北分室 ※ 令和7年7月10日以降、 北分室は廃止され、 「大阪国税局業務センター」 に統合されます。	大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内 【令和7年7月10日以降】 532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	530-8515	浪速税務署・東成税務署・北税務署 ※ 令和7年7月10日以降は、 「大阪国税局業務センター」の対象署 となります。
大阪国税局業務センター 大手前分室	大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 ※ エリア別に郵便番号を分けており ますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	540-8542 【大阪①エリア】	西税務署・港税務署・住吉税務署 東住吉税務署・西成税務署・東税務署 南税務署
		540-8543 【大阪②エリア】	岸和田税務署・泉大津税務署 泉佐野税務署・富田林税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署 須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 阪神分室	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けており ますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署・宇治税務署 宮津税務署・園部税務署・峰山税務署
		661-8522 【兵庫①エリア】	尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署 伊丹税務署
		661-8523 【兵庫②エリア】	相生税務署・豊岡税務署・加古川税務署 龍野税務署・西脇税務署・三木税務署 社税務署・和田山税務署・柏原税務署
		661-8524 【奈良エリア】	奈良税務署・葛城税務署・桜井税務署 古野税務署
		661-8525 【和歌山エリア】	和歌山税務署・海南税務署・御坊税務署 田辺税務署・新宮税務署・粉河税務署 湯浅税務署

【ご留意いただきたい事項】

① センターへの申告書・申請書等の提出

- 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応をお願いします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、**センターへ直接郵送**願います。
 - ※ 1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。
 - ※ 2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
 - ※ 3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送にご協力願います。

② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

- センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - ※ **センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
 - ⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「**納税証明書交付請求書在中**」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求をぜひご利用ください。）。
 - 現金による国税の納付
 - ⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付もご利用いただけます。ぜひご利用ください。
 - 面接による相談等の窓口対応
 - ⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。
- （注）国税に関する質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。
電話による税務相談は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）等をご利用の上、電話相談センターにお問い合わせください。

※ **上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。**



税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

《センターの名称等》

センター名称	担当事務	対象署
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	資料情報及び個人課税事務	滋賀県下全7税務署・京都府下全13税務署 奈良県下全4税務署・和歌山県下全7税務署
	資産課税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 西淀川分室	法人課税及び間接諸税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 南分室	資料情報及び個人課税事務	大阪府下全31税務署
大阪国税局業務センター 長田分室	資料情報及び個人課税事務	兵庫県下全21税務署

《主な事務の内容》

- 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	・ 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について
資産課税事務	・ 相続税の申告についてのお尋ね
法人課税事務	・ 無申告法人等に対する文書
間接諸税事務	・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。
申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。

詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら ▶





簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

ダイレクト納付

こんな方におすすめ！

☒ e-Taxを利用している方
☒ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が追加されました！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることが**できる機能です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

▼詳細はこちら



振替納税による納付

こんな方におすすめ！

☒ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
 個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落しにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税(個人事業者)」(※2)
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分、予定納税(1期、2期)分が対象です。
※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

パソコンやスマホからe-Taxソフト(Web版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

こんな方におすすめ！

☒ Pay払いを利用している方

e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から専用サイトへアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません（納付内容(PDF)データで納付情報をご確認ください。）。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

別添 3

▼詳細はこちら



インターネットバンキング等からの納付

こんな方におすすめ！

☒ インターネットバンキング
 を利用している方
☒ 近くに金融機関のATMが
 ある方

インターネットバンキングやA T Mから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方におすすめ！

☒ クレジットカードを利用
 している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から**納付を行う場合のみ可能**です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

▼詳細はこちら



キャッシュレス納付 以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「**QRコード**」を**コンビニのキオスク端末に読み取らせる**ことで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)、ファミリーマート(「マルチコピー機」端末設置店舗のみ)となります。
- 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)。)
- 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「**納税に関する総合案内**」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Taxホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)個人の方



▼e-Taxソフト(Web版)法人の方





インボイス制度
について知りたい
税理士にオンライン
で相談したい



インボイス制度に関わる各省庁等の窓口一覧

制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています。



補助金について知りたい
取引先からの代金減額
取引中止要請など
について相談したい



個人事業者の対応のポイント

「これだけは押さえてほしい！」ポイントを
まとめてみました



あなたに必要な情報をお届け (情報ガイド)

質問にお答えいただくことで、必要な情報をお届けします

重要なお知らせ

- 令和6年能登半島地震に関して、消費税の特例(インボイス制度関係を含む)は[こちら](#)をご覧ください。
- e-Taxで登録申請を行った方で、登録番号等が記載された登録通知(電子データ)の確認の仕方がわからない方は[こちら](#)をご覧ください。

令和6年度税制改正工事の経過(令和5年12月22日開議)

新着情報

12月12日

- 「確定申告」ページを更新しました。

12月5日

- 「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」を更新しました。

変更部分



請求書
制度の概要、税制改正、
各種リーフレット



インボイス制度等 に関する相談会



登録を受けるか
ご検討中の方へ
新規開業者向け
特設ページ

インボイス制度に関するお問合せ先

税務相談チャットボット
「チャットボット」ただいま公開中！
インボイス制度の疑問にふたばお答えします！

> チャットを開始する

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する「一般的なご相談」をお受けします。
【一般的なご相談以外のご相談窓口】

お問合せ内容	窓口
既に登録済の登録番号の確認や 申請書の処理状況等について	インボイス登録 センター
個別具体的な事実関係に応じた ご相談など、インボイス制度に関 する個別相談について	所轄税務署 (事前予約制)
個人事業者の消費税の確定申告 に関するご相談やお問合せ等 について	確定申告電話 相談センター

0120-205-553

9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ
間違えのないようご注意ください。

インボイス制度に関する
国税庁のお問合せ先

お問合せの多いご質問

※ インボイスコールセンターの回線が満線となっている場合には、各税
局の電話相談センターでご質問やご相談をお受けすることも可能です。

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [税目別情報](#) / [消費税](#)

/ [消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（インボイス制度）](#) / [適格請求書等保存方式（インボイス制度）](#)

/ [インボイス制度に関する相談会等](#)

インボイス制度に関する相談会等

追加掲載

インボイス制度に関するオンライン説明会（アーカイブ動画のご紹介）

インボイス制度の概要等をお知りになりたい方は、オンライン説明会のアーカイブ動画をご活用ください。

導入編【動画はこちら（外部サイト（YouTube）へリンク）】

インボイス制度の概要と登録の検討のポイントを消費税の仕組みからご説明します。

こんな方におススメ

- ・消費税の申告をしたことがない方
- ・登録判断のポイントを知りたい方

【資料はこちら】



PDF/5,250KB

基礎編【動画はこちら（外部サイト（YouTube）へリンク）】

インボイス制度の全体概要についてご説明します。

こんな方におススメ

- ・消費税の申告をしたことがある方
- ・制度全体の仕組みを知りたい方

【資料はこちら】



PDF/5,590KB

応用編【動画はこちら（外部サイト（YouTube）へリンク）】

インボイス制度の個別論点（帳簿の記載や消費税額等の記載）を中心にご説明します。

こんな方におススメ

- ・制度の概要は理解しているけど、もう少し詳しく知りたい方
- ・実際の対応に当たって具体例などを確認したい方

【資料はこちら】



PDF/4,280KB

税務署等で開催しているインボイス制度に関する相談会

全国の税務署等で随時、相談会を開催しております。

相談会では、事業者の皆様のインボイス制度に関する各種お悩みについて、個別のご相談を受け付けております。

相談会への参加を希望される方は、あらかじめ所轄の税務署に電話により日時等をご予約いただくようお願いします。

※ 税務署の代表電話番号にお電話いただく場合は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

<こんなお悩みをお持ちの方にオススメです！>

- ・インボイス発行事業者に登録するかどうかご検討中の方
- ・インボイス制度の内容、インボイス発行事業者の登録手続などを知りたい方
- ・インボイスの作成・交付方法など実務的な内容について知りたい方
- ・その他インボイス制度に関するお悩みをお持ちの方

○ 各国税局・税務署の相談会開催状況

開催局	開催地域
札幌国税局	北海道
仙台国税局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
東京国税局	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
金沢国税局	富山県 石川県 福井県
名古屋国税局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪国税局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島国税局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松国税局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税局	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄国税事務所	沖縄県

個人事業者向け記帳・決算等説明会のご案内

インボイス制度を機に消費税の課税事業者になった個人事業者の方等で、記帳の仕方を中心にお知りになりたい方は、記帳・決算等説明会をぜひご利用ください。

この説明会の開催日程や開催場所については、[記帳・決算等説明会のご案内](#)からご確認ください。

記帳説明会	全ての事業所得者の方へ（農業・不動産所得の方もご出席いただけます）
	記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳方法等についての説明を行います。
決算説明会	全ての事業所得者の方へ（農業・不動産所得の方もご出席いただけます）
	決算時期に開催し、棚卸の仕方、減価償却の方法などについての説明を行います。
消費税等説明会	消費税課税事業者等の方（※）へ ※インボイス発行事業者として登録された方や前々年の課税売上高が 1,000万円を超えるなど、消費税の申告が必要となる方など
	消費税制度の概要、記帳義務及び記帳方法、申告の際の留意点などについての説明を行います。

[↑ このページの先頭へ](#)